

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 22

支出年月日	区 分		
令和8年1月23日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 株式会社三省堂書店 函館営業所川原店			支払金額
			8,602円
摘要（品名）	数量	単価	金額
オッサンの壁	1冊	990	990
働かないおじさんが御社をダメにする	1冊	1,001	1,001
関係人口の時代	1冊	1,056	1,056
AIに看取られる日	1冊	957	957
戸籍の日本史	1冊	1,199	1,199
なぜ人口が減っても水はきれいにならないのか	1冊	2,420	2,420
水の戦争	1冊	990	990
トコトンやさしい水質保全の本	1冊	1,980	1,980
(消費税10%、963円を含む)			10,593
但し、以下の冊は自己負担とする			
オッサンの壁	1冊	990	990
働かないおじさんが御社をダメにする	1冊	1,001	1,001
自己負担小計			1,991
差 引			8,602

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】



令和7年度

政務活動費支出伝票 (一般)



会派名 市民クラブ

伝票番号 23

支出年月日	区 分		
令和8年1月23日	調査研究費・研修費・ <u>広報広聴費</u> ・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 株式会社三省堂書店 函館営業所川原店		支払金額	
		8,250円	
摘要 (品名)	数量	単価	金額
改訂増補賃料地代家賃評価の実際	1冊	8,250	8,250
(消費税10%、750円を含む)			

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと (重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

領 収 証		No 006367	
(Receipt)			
市民クラブ様		¥8,250-	
品名 (Articles)	数量 (Quantity)	単価 (Unit Price)	合計 (Amount)
改訂増補賃料(地代家賃) 評価の実際			78250
訳	X		
上記代金正に領収致しました (消費税等10% 750円を含んでいます) 平成2026年 1月 23日			
 株式会社 三省堂書店 函館営業所			
〒041-0844 函館市川原町4-18		TEL 0138-30	
登録番号: T7010001016830		売場 係員	

令和7年度

政務活動費支出伝票 (一般)

会派名 市民クラブ

伝票番号 24

支出年月日	区 分		
令和8年1月29日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 株式会社 サンテックス	支払金額		
	7,959円		
摘要 (品名)	数量	単価	金額
PPC PEAPER High White A4 1箱 (5000枚 : 500枚×10冊)	2	3,618	7,236
消費税			723

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと (重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

領 収 証

№ 04869

市民クラブ 様

2026年1月29日

金額	百	十	万	千	百	十	円
			7	9	5	9	

収入  
印紙

ご入金種別

現金	¥
小切手	¥
銀行 振込	¥
相殺	¥
約手	¥
為手	¥

但し コピー用紙代として

上記金額正に領収致しました

税率 税抜金額¥  
10% 消費税額¥

税率 税抜金額¥  
8% 消費税額¥

SUNTEX  
株式会社 サンテックス

〒041-0844  
函館市川原町7番5号  
TEL (0138) 84-8200  
登録番号 T5440001005263



※領収責任者及び  
取扱者印ないも  
のは無効です



令和7年度

政務活動費支出伝票 (一般)

会派名 市民クラブ

伝票番号 25

支出年月日	区 分		
令和8年1月29日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 (株)近藤商会	支払金額		
	3,583円		
摘要 (品名)	数量	単価	金額
IR-ADVC3520FⅢ (12月分) 4500 基本料金			
カラーコピー 4500	72	17.60	1,267
ブラック 4500	905	2.20	1,991
消費税 10%			325

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと (重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

お取引明細

いつも、ご利用いただきありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
08-01-29								引出
お取引金額							手数料	お取引後元帳残高
¥3,583							¥220	*****

ご案内 \* お振込明細 \* 030249

お振込先

(カ)コントウシヨウカイ 様  
ご依頼人 シミンクラブ クトウ アツシ 様  
TEL

16:54

印紙税申告納付につき札戻中

お取引明細はお客さまの大切な個人情報です。お持ち帰りいただきますようお願いいたします。

印紙税納付の必要がない場合は印で消しております。裏面のご案内をあわせてご覧ください。

# 請 求 書

登録番号：T2440001000639

040-0036

**Kond** 株式会社 **近藤商会**

代表取締役社長 相川 良英

函館市東雲町4-13.  
函館市市議会市民クラブ

〒041-0824

函館市西桔梗町589番地(流通センター)

TEL:(0138)49-3311(代表)

FAX:(0138)49-3310

市民クラブ 様

取 引 銀 行

締切年月日	得意先コード
2026/01/20	

※インボイス制度開始に伴い、振込手数料はお客様ご負担でお願い申し上げます。

前のご請求額	ご入金額	差引繰越金額	当月税抜お買上額	消費税額	今回ご請求額
0	0	0	3,258	325	3,583

売上日付	伝票No.	商 品 名	単 位	数 量	単 価	金 額	消費税率
2025/12/24	A0000047259	IR-ADVC3520F III (12月分) 4500	枚			0	10%
2025/12/24	A0000047259	カーゴ - 4500	枚	72	17.60	1,267	10%
2025/12/24	A0000047259	ブラック 4500	枚	905	2.20	1,991	10%
		【函館市役所内7階】					
		【お買上額合計】					3,583
		内消費税額等			3,258)		325
		10% 分			( 3,258)		325
		(課税対象額：)					

毎度お引き立ていただき誠にありがとうございます。

上記の通りご請求申し上げますので、ご照合の上、お支払くださいますようお願い申し上げます。

【近藤商会からのお知らせ】

当社HPでは、オフィスツアーやバーチャルツアー、セミナー開催のご案内など、さまざまな情報を発信しております。  
<https://www.kond.co.jp/>、もしくはQRコード読取から是非アクセスしてみてください。



参考様式第1号

令和7年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ



伝票番号 26

支出年月日	区 分		
令和8年2月19日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 総務部文書法制課長 野呂健尚	支払金額		
	930円		
摘要（品名）	数量	単価	金額
公文書の写し作成費（白黒）	93枚	10	930

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

No. 003122

領 収 書				
市 町 丁目 番 号				
市議会市民クラブ 王藤 篤 様				
年度	7	会計	一般	金額
款 目	諸収入 雑入	項 節	雑入 その他の雑入	¥930-
				（10%対象 内消費税額 84 円）
摘 要	<input type="checkbox"/> 行政資料の写しの作成費用			取扱者印 
	<input type="checkbox"/> 公文書の写しの作成費用			
	<input type="checkbox"/> 市史年表編実費徴収金			
上記金額を領収しました。				
令和 8 年 2 月 19 日				
函館市現金出納員 総務部文書法制課長 野呂健尚				
登録番号 理 6890020004010 				

注意 この領収書に出納員印および取扱者印のないものは無効です。

公文書一部公開決定通知書

令和8年(2026年)2月16日

市議会 市民クラブ  
工藤 篤 様

函館市長 大 泉

潤

令和8年2月1日付けであった公文書の公開の請求については、次のとおりその一部を公開することと決定したので、函館市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公文書の名称	別紙のとおり	
公開の日時および場所	令和8年2月19日13時から 時まで 場所 函館市情報公開コーナー なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。	
公開しない部分の内容および理由	内 容	別紙のとおり
	理 由	別紙のとおり
※時 限 性 公 開	年 月 日以後であれば、公開することができますので、同日以後改めて公文書公開請求書により請求してください。	
問 合 せ 先	企画部国際・地域交流課 電話21-3634	
備 考		

注 1 ※印欄は、当該公文書の公開をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

2 公文書の閲覧もしくは視聴または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

別紙

○ 公文書の名称

- 1 令和2年10月 9日決裁 もと道南青年の家（旧ロシア領事館）活用事業プロポーザル第4回審査委員会（書面）の開催について
- 2 令和2年10月 9日供覧 もと道南青年の家（旧ロシア領事館）活用事業プロポーザル第4回審査委員会の書面表決について（供覧）
- 3 令和2年11月20日決裁 もと道南青年の家（旧ロシア領事館）活用事業プロポーザル第5回審査委員会（参加資格審査）の開催および参加申込書等の配付について
- 4 令和2年11月26日決裁 もと道南青年の家（旧ロシア領事館）活用事業プロポーザル第5回審査委員会（参加資格審査）の審査に係る書類の配付について
- 5 令和2年11月30日決裁 もと道南青年の家（旧ロシア領事館）活用事業プロポーザル第5回審査委員会（参加資格審査）の審査結果について

○ 公開しない部分の内容および理由

- 3 令和2年11月20日決裁 もと道南青年の家（旧ロシア領事館）活用事業プロポーザル第5回審査委員会（参加資格審査）の開催および参加申込書等の配付について中
  - (1) 旧ロシア領事館活用事業プロポーザル参加申込書等（副本）中
    - ア 参加申込書中
      - (ア) 社員の氏名およびメールアドレス
      - イ 印鑑証明書中
        - (ア) 代表取締役の個人の生年月日

特定個人の氏名、連絡先および生年月日等が判明する情報については、特定個人のプライバシーに関する情報、公表されておらず、通常他人に知られたいと認められるものであるため、函館市情報公開条例第7条第2号の「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」に該当します。

- 3 令和2年11月20日決裁 もと道南青年の家（旧ロシア領事館）活用事業プロポーザル第5回審査委員会（参加資格審査）の開催および参加申込書等の配付について中
  - (1) 参加申込書中
    - ア 法人の代表取締役の印影
  - (2) 景観形成指定建築物等に係る補助金の活用意向確認書中
    - ア 法人の代表取締役の印影
  - (3) 誓約書中
    - ア 法人の代表取締役の印影
  - (4) 定款中
    - ア 法人の代表取締役の印影
  - (5) 印鑑証明書中
    - ア 法人の代表取締役の印影

当該情報については、重要な法的手続きにおいて使用される可能性があることを踏

まえると、これを公開した場合、これを用いて文書の偽造がされることなどにより当該法人の権利または正当な利益が害される相当の蓋然性があるということが出来る情報であり、当該法人の事業運営上支障を来すおそれがあることから、函館市情報公開条例第7条第3号の「法人等に関する情報であって、公開することにより、当該法人等の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。

3 令和2年11月20日決裁 もと道南青年の家（旧ロシア領事館）活用事業プロポーザル第5回審査委員会（参加資格審査）の開催および参加申込書等の配付について中

- (1) プロポーザルへの参加を辞退した事業者（登録番号3および4）の法人名
- (2) 同事業者により提出された旧ロシア領事館活用事業プロポーザル参加申込書等  
中  
ア 参加申込書のうち、応募者の名称、代表者氏名、所在地、電話番号、代表者を除く構成員数、連絡担当者の所在地、電話番号、FAX番号、所属部署  
イ 景観形成指定建築物等に係る補助金の活用意向確認書のうち、応募者の所在地、名称、代表者名  
ウ 旧ロシア領事館活用事業プロポーザル基本事項資料のうち、応募者（代表者）名称  
エ 法人概要書のうち内容  
オ 誓約書のうち応募者の所在地、名称、代表者名  
カ 定款  
キ 印鑑証明書  
ク 法人登記簿謄本  
ケ 法人税申告書一式  
コ 法人事業概況説明書および月別残高一覧表  
サ 納税証明書および残高証明書

4 令和2年11月26日決裁 もと道南青年の家（旧ロシア領事館）活用事業プロポーザル第5回審査委員会（参加資格審査）の審査に係る書類の配付について中

- (1) プロポーザルへの参加を辞退した事業者（登録番号3および4）の法人名

5 令和2年11月30日決裁 もと道南青年の家（旧ロシア領事館）活用事業プロポーザル第5回審査委員会（参加資格審査）の審査結果について

- (1) プロポーザルへの参加を辞退した事業者（登録番号3および4）の法人名および代表者の氏名

当該情報のうち、プロポーザルへの参加を辞退した事業者（登録番号3および4）の法人名および代表者の氏名については、当該事業者が当該プロポーザルへの参加申し込みを行ったことが判明する、法人の公開されていない事業活動に関する情報であり、公開することにより法人等の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位を害するおそれのある情報であることから、さらに、参加申込書の添付資料として併せて提出された資料については、法人名が判明し得る情報および専ら法人等の内部に関する情報であることから、函館市情報公開条例第7条第3号の「法人等に関する情報であって、公開することにより、当該法人等の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。

3 令和2年11月20日決裁 もと道南青年の家（旧ロシア領事館）活用事業プロポーザル第5回審査委員会（参加資格審査）の開催および参加申込書等の配付について中

(1) プロポーザルに参加した事業者の旧ロシア領事館活用事業プロポーザル参加申込書等中

ア 法人概要書のうち従業員数，年間売上高，株主構成，主な取引先，主たる取引金融機関名，経営者の略歴，自己資本比率，経常収支比率，総資産，純資産，経営状態の説明，売上高総利益率，総資本経常利益率，利益率の説明，販売構造の説明および業界における売上シェアの状況（すでに公表等されているものを除く）

イ 定款（法人登記簿謄本に記載されているものを除く）

ウ 法人税申告書一式

エ 法人事業概況説明書および月別残高一覧表

オ 納税証明書および残高証明書

当該情報のうち，自己資本率および売上高経常利益率等については，公開されていない当該法人の経営状態を示す内容であり，信用力に関する情報であることから，また，その他の部分については，本来，第三者が閲覧等することのできない情報であり，専ら法人等の内部に関する情報であることから，函館市情報公開条例第7条第3号の「公開することにより，当該法人等の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。

令和7年度

政務活動費支出伝票 (一般)

会派名 市民クラブ

伝票番号



27  
99

支出年月日	区 分		
令和8年2月20日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 総務部文書法制課長 野呂健尚	支 払 金 額		
	690円		
摘要 (品名)	数量	単価	金額
公文書の写し作成費 (白 黒)	69枚	10	690

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと (重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

No 003125

領 収 書				
市 町 丁目 番 号				
市議会 市民クラブ 工藤 篤 様				
年度	7	会計	一般	金額
款	諸収入	項	雑入	¥690- (10%対象 内消費税額 62 円)
目	雑入	節	その他の雑入	
摘要	<input type="checkbox"/> 行政資料の写しの作成費用 <input checked="" type="checkbox"/> 公文書の写しの作成費用 <input type="checkbox"/> 市史年表編実費徴収金			取扱者印
	上記金額を領収しました。 令和 8 年 2 月 20 日 函館市現金出納員 総務部文書法制課長 野呂健尚			
登録番号 〒6800020004010				

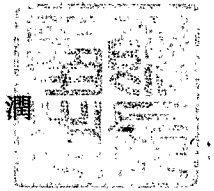
注意 この領収書に出納員印および取扱者印のないものは無効です。

公文書一部公開決定通知書

令和8年(2026年)2月20日

市議会 市民クラブ  
工藤 篤 様

函館市長 大 泉



令和8年2月12日付けであった公文書の公開の請求については、次のとおりその一部を公開することと決定したので、函館市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公文書の名称	別紙のとおり	
公開の日時および場所	令和8年2月20日 17時から 時まで 場所 函館市情報公開コーナー なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。	
公開しない部分の内容および理由	内 容	別紙のとおり
	理 由	別紙のとおり
※時 限 性 公 開	年 月 日以後であれば、公開することができますので、同日以後改めて公文書公開請求書により請求してください。	
問 合 せ 先	企画部国際・地域交流課 電話21-3634	
備 考		

注 1 ※印欄は、当該公文書の公開をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

2 公文書の閲覧もしくは視聴または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

別紙

○ 公文書の名称

- 1 令和5年3月27日決裁 訴状の受理および応訴について
- 2 令和5年4月7日決裁 支出負担行為伺書（伝票番号0010530-000）

関連

- (1) 令和5年4月7日決裁 支出負担行為伺書
- (2) 令和5年4月20日支払 支出命令書・領収書
- 3 令和6年6月27日供覧 判決の確定について

○ 公開しない部分の内容および理由

- 1 令和5年3月27日決裁 訴状の受理および応訴について中

- (1) 事件番号
- (2) 原告の氏名, 住所, 電話番号, 職業, 個人のメールアドレスおよび印影
- (3) 審査請求人および代理人の氏名, 住所および所属団体, 審査請求人の役職
- (4) 公文書公開請求者の氏名および所属団体

- 2 令和5年4月7日決裁 支出負担行為伺書（伝票番号0010530-000）

関連

- (1) 令和5年4月7日決裁 支出負担行為伺書中  
ア 事件番号
- (2) 令和5年4月20日支払 支出命令書・領収書中  
ア 事件番号  
イ 支払先の金融機関名, 支店名, 預金種別, 口座番号および口座名義人

- 3 令和6年6月27日供覧 判決の確定について中

- (1) 事件番号
- (2) 原告の氏名

当該情報については、特定個人のプライバシーに関する情報であり、公表されておらず、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、函館市情報公開条例第7条第2号の「個人の思想, 宗教, 身体的特徴, 健康状態, 家族構成, 学歴, 職歴, 住所, 所属団体, 財産, 所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当します。

- 3 令和6年6月27日供覧 判決の確定について中

- (1) 被告代理人弁護士の印影

弁護士の印影については、重要な法的手続きにおいて使用される可能性があることを踏まえると、これを公開した場合、これを用いて文書の偽造がされることなどにより当該弁護士の権利または正当な利益が害される相当の蓋然性があるということができる情報であり、弁護士の事業運営上支障を来すおそれがあることから、函館市情報公開条例第7条第3号の「事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該事業を営む個人の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。

令和7年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

伝票番号 28

支出年月日	区 分		
令和8年2月26日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 (有)パピエ吉田 吉田紙店			支払金額
			27,505円
摘要（品名）	数量	単価	金額
エプソン TAK 4CL	1	4,000	4,000
” TAK H-1	1	3,300	3,300
” KEN-MB-L	1	3,300	3,300
ピット	2	230	460
ポストイット	2	340	680
クリップ	3	265	795
”	2	330	660
スーパードッチファイル	2	1,110	2,220
”	2	1,290	2,580
” 2475	1	1,310	1,310
” 2476	1	1,440	1,440
クリアホルダー（100）	1	2,060	2,060
色上質 A4	3	400	1,200
蛍ペン	10	100	1,000
小 計			25,005
消費税	10%		2,500
合 計			27,505

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

領 収 書

市民クラブ 様 〇年〇月〇日

¥27,505

但 品代  
上記正に領収いたしました

(有)パピエ吉田

吉 田 紙 店

税率10%  
消費税 円

〒040-0073 函館市宮前町23番13号  
TEL0138-41-2310 FAX0138-41-8555  
e-mail: [REDACTED]



T6440002003629

令和7年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ

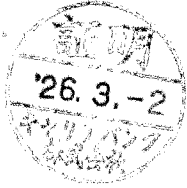
伝票番号 29

支出年月日	区 分		
令和8年3月2日	調査研究費・研修費・ <u>広報広聴費</u> ・会議費 資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費		
支払先 キャリアバンク株式会社	支払金額		
	600円		
摘要（品名）	数量	単価	金額
履歴事項全部証明書 (調査研究のため)	1部	600	600

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

お買い上げ証明書	
市民クラブ様	
金	600 円也
但し、印紙・切手代金として 上記のとおり売り払いしたことを証明します。	
(印紙売捌き事業受託事業者) 函館地方法務局 本局内 キャリアバンク株式会社	



# 履歴事項全部証明書

北海道函館市美原一丁目3番1号  
一位物産株式会社

会社法人等番号	4400-01-000137	
商号	一位物産株式会社	
本店	北海道函館市赤川通町5番地の1	
	北海道函館市美原一丁目3番1号	昭和53年11月10日住居表示実施
公告をする方法	当会社の公告は、北海道函館市に於て発行する日刊北海道新聞に掲載してする。	
	官報に掲載してする。	令和5年2月15日変更 令和5年2月15日登記
会社成立の年月日	昭和50年9月10日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不動産の売買、賃貸、管理並びにその仲介業</li> <li>2. 手芸用品の素材及び完成品の販売</li> <li>3. 水産物、農産物の加工品の販売</li> <li>4. 家庭用日用雑貨品の販売</li> <li>5. 各種催事の企画、運営の請負</li> <li>6. 土木建築資材等の販売</li> <li>7. 土木・建築工事に関する情報の収集、分析及び情報提供サービス</li> <li>8. 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理</li> <li>9. 建造物及びその付属設備の清掃、保守、管理等の総合管理の請負並びにこれらに関わる要員の派遣</li> <li>10. 駐車場の経営及び管理</li> <li>11. 飲食店、コンビニエンスストアの経営</li> <li>12. 洋菓子、和菓子等の菓子、パン及び総菜の企画、製造、販売及び輸出入並びにコンサルティング</li> <li>13. 食料品、飲料品および酒類の販売及び輸出入</li> <li>14. 上記各号に附帯する一切の事業</li> </ol>	
発行可能株式総数	4万4200株	令和4年1月26日変更 令和4年1月31日登記
		平成17年2月25日変更 平成17年3月9日登記

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万4500株	令和 2年 6月24日変更
		令和 2年 6月29日登記
資本金の額	金1310万円	平成17年 2月25日変更
		平成17年 3月 9日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 <u>村 上 幸 輝</u>	令和 4年10月10日重任
		令和 4年10月24日登記
	取締役 <u>村 上 幸 輝</u>	令和 6年10月11日重任
		令和 6年10月23日登記
	取締役 <u>安 田 博</u>	令和 4年10月10日重任
		令和 4年10月24日登記
		令和 6年 7月31日辞任
		令和 6年 8月26日登記
	取締役 <u>村 上 幸 義</u>	令和 4年10月10日重任
		令和 4年10月24日登記
	取締役 <u>村 上 幸 義</u>	令和 6年10月11日重任
		令和 6年10月23日登記
	取締役 <u>村 上 幸 子</u>	令和 4年10月10日重任
		令和 4年10月24日登記
	取締役 <u>村 上 幸 子</u>	令和 6年10月11日重任
		令和 6年10月23日登記
取締役 <u>村 上 明 美</u>	令和 4年10月10日重任	
	令和 4年10月24日登記	
取締役 <u>村 上 明 美</u>	令和 6年10月11日重任	
	令和 6年10月23日登記	

	取締役	<u>小 山 忍</u>	令和 4年10月10日重任
			令和 4年10月24日登記
			令和 5年 5月25日辞任
			令和 5年 6月 2日登記
	取締役	<u>中 林 重 雄</u>	令和 4年10月10日重任
			令和 4年10月24日登記
	取締役	<u>中 林 重 雄</u>	令和 6年10月11日重任
			令和 6年10月23日登記
	取締役	<u>藤 谷 圭 介</u>	令和 4年10月10日重任
			令和 4年10月24日登記
	取締役	<u>藤 谷 圭 介</u>	令和 6年10月11日重任
			令和 6年10月23日登記
			令和 7年 5月29日辞任
			令和 7年 6月 5日登記
	取締役	<u>松 井 眞 紀 雄</u>	令和 4年10月10日重任
			令和 4年10月24日登記
	取締役	<u>松 井 眞 紀 雄</u>	令和 6年10月11日重任
			令和 6年10月23日登記
	取締役	<u>三 村 潮 美</u>	令和 4年10月21日就任
			令和 4年10月24日登記
	取締役	<u>三 村 潮 美</u>	令和 6年10月11日重任
			令和 6年10月23日登記
			令和 7年12月31日辞任
			令和 8年 1月14日登記

	取締役	<u>村上知輝</u>	令和 4年10月21日就任
			令和 4年10月24日登記
	取締役	村上知輝	令和 6年10月11日重任
			令和 6年10月23日登記
	取締役	<u>越前陽一</u>	令和 5年10月21日就任
			令和 5年10月23日登記
	取締役	越前陽一	令和 6年10月11日重任
			令和 6年10月23日登記
	取締役	<u>寺田浩明</u>	令和 6年 9月 1日就任
			令和 6年 9月18日登記
	取締役	寺田浩明	令和 6年10月11日重任
			令和 6年10月23日登記
	取締役	内田優	令和 8年 1月 1日就任
			令和 8年 1月14日登記
	代表取締役	<u>村上幸輝</u>	令和 4年10月10日重任
			令和 4年10月24日登記
	代表取締役	<u>村上幸輝</u>	令和 6年10月11日重任
			令和 6年10月23日登記
	代表取締役	<u>村上幸義</u>	令和 4年10月10日重任
			令和 4年10月24日登記
	代表取締役	<u>村上幸義</u>	令和 6年10月11日重任
			令和 6年10月23日登記
	監査役	<u>村上喜美子</u>	令和 2年10月 8日重任
			令和 2年10月14日登記
	監査役	村上喜美子	令和 6年10月11日重任
			令和 6年10月23日登記

北海道函館市美原一丁目3番1号  
一位物産株式会社

	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成28年11月8日登記
支店	1 北海道函館市谷地頭町19番9号	
	2 北海道函館市本町17番2号ヴィルヌーブ五稜郭1階	令和2年1月8日設置 令和2年1月24日登記
吸収合併	令和5年4月1日北海道函館市本町17番2号ヴィルヌーブ五稜郭1F株式会社オフィスクランを合併	令和5年4月3日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年6月13日移記



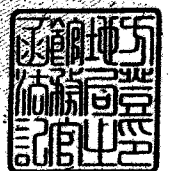
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(函館地方法務局管轄)

令和8年3月2日

函館地方法務局  
登記官

加藤 止 明



参考様式第1号

令和7年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 市民クラブ


伝票番号 30

支出年月日	区 分		
令和8年3月3日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 総務部文書法制課長 野呂健尚	支払金額		
	3,830円		
摘要（品名）	数量	単価	金額
公文書の写し作成費（白黒）	383枚	10	3,830円

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

№ 003130

領 収 書				
市 町 丁目 番 号				
市議会 市民クラブ 工藤 篤 様				
年度	7	会計	一般	金額
款	諸収入	項	雑入	¥3,830- (10%対象 内消費税額 388円)
目	雑入	節	その他の雑入	
摘要	<input type="checkbox"/> 行政資料の写しの作成費用			取扱者印 
	<input checked="" type="checkbox"/> 公文書の写しの作成費用			
	<input type="checkbox"/> 市史年表編実費徴収金			
上記金額を領収しました。				登録番号
令和8年3月3日				00004010
函館市現金出納員 総務部文書法制課長 野呂健尚				現金出納員 総務部 文書法制課

注意 この領収書に出納員印および取扱者印のないものは無効です。

公文書一部公開決定通知書

令和8年(2026年)3月3日

市議会 市民クラブ  
工藤 篤 様

函館市長 大 泉



令和8年2月16日付けであった公文書の公開の請求については、次のとおりその一部を公開することと決定したので、函館市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公文書の名称	別紙のとおり	
公開の日時および場所	令和8年3月3日14時から 時まで 場所 情報公開コーナー なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。	
公開しない部分の内容および理由	内容	別紙のとおり
	理由	別紙のとおり
※時限性公開	年 月 日以後であれば、公開することができますので、同日以後改めて公文書公開請求書により請求してください。	
問合せ先	市民部市民・男女共同参画課 電話0138-21-3470	
備考		

注 1 ※印欄は、当該公文書の公開をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

2 公文書の閲覧もしくは視聴または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

別紙

○ 公文書の名称

令和6年度インクルージョン推進関係書類

- 1 令和6年10月4日決裁 インクルージョンの理念普及に向けたイベントの開催について
- 2 令和6年10月9日決裁 インクルージョン啓発イベントの周知用チラシについて
- 3 令和6年10月10日決裁 ホームページの更新について（インクルージョン啓発イベント2024について【インクルージョン推進事業】）
- 4 令和6年10月11日決裁 インクルージョン啓発イベントの展示パネルに係る情報提供について
- 5 令和6年10月16日決裁 競輪場施設の使用について（申請）
- 6 令和6年10月17日決裁 インクルージョン啓発イベントの参加者募集について
- 7 令和6年10月25日決裁 インクルージョン啓発イベントの開催案内について
- 8 令和6年10月29日決裁 X（旧Twitter）配信（依頼）記録票
- 9 令和6年11月1日決裁 インクルージョンの理念普及に向けたイベントにおける講師等の依頼について
- 10 令和6年11月11日決裁 函館市インクルージョン未来アンバサダーの選定について
- 11 令和6年11月11日決裁 インクルージョンの理念普及に向けたイベントにおける講師等の依頼について
- 12 令和6年11月11日決裁 市長の行事に関する資料の提出について
- 13 令和6年11月12日決裁 参考資料の配付について
- 14 令和6年11月12日供覧 競輪場施設の使用について（承認）
- 15 令和6年11月13日決裁 インクルージョン啓発イベントにかかわる報道依頼について
- 16 令和6年11月14日決裁 X（旧Twitter）配信（依頼）記録票
- 17 令和6年11月14日決裁 ホームページの更新について（インクルージョン啓発イベント2024について【インクルージョン推進事業】）
- 18 令和6年11月14日決裁 インクルージョン啓発イベント展示パネルについて
- 19 令和6年11月14日決裁 インクルージョン啓発イベントの参加者アンケートについて
- 20 令和6年11月15日決裁 函館市インクルージョン未来アンバサダーの委嘱について
- 21 令和6年11月15日決裁 インクルージョン啓発イベント2024の次第・進行表について
- 22 令和6年11月27日決裁 インクルージョン啓発イベント2024の講演に係る礼状の送付について
- 23 令和6年11月26日供覧 インクルージョン啓発イベント2024アンケート集計結果および講演録について
- 24 令和6年12月20日決裁 インクルージョン啓発イベント2024YouTube投稿について

令和6年度支出伝票

- 25 令和6年12月5日執行 インクルージョン啓発イベントに係る講師謝礼金
  - (1) 支出負担行為何書
  - (2) 支出命令書・請求書兼領収書
- 26 令和6年12月13日執行 インクルージョン啓発イベントに係るキットパス体験コーナー開催手数料

- (1) 支出負担行為伺書
- (2) 支出命令書・請求書兼領収書
- 27 令和6年12月20日執行 インクルージョン啓発イベントに係る講師謝礼金
  - (1) 支出負担行為伺書
  - (2) 支出命令書・領収書

令和7年度インクルージョン推進関係書類

- 28 令和7年9月12日決裁 インクルージョンの理念普及に向けたイベントの開催について
- 29 令和7年9月29日決裁 青年センター利用許可申請について
- 30 令和7年9月29日決裁 インクルージョンの理念普及に向けたイベントにおける講師等の依頼について
- 31 令和7年9月29日決裁 インクルージョンの理念普及に向けたイベントの周知用ポスターおよびチラシの作成について
- 32 令和7年10月1日決裁 ホームページの更新について（はこだてインクルージョン交流会の開催について）
- 33 令和7年10月2日決裁 インクルージョンの理念普及に向けたイベントの周知について
- 34 令和7年10月2日決裁 SNS等による広報について（はこだてインクルージョン交流会の開催について）
- 35 令和7年10月9日決裁 イベント情報掲載依頼書
- 36 令和7年10月10日決裁 インクルージョンの理念普及に向けたイベントにおける講師依頼について
- 37 令和7年10月16日決裁 はこだてインクルージョン交流会にかかわる報道依頼について
- 38 令和7年10月17日決裁 はこだてインクルージョン交流会内実施の走り方教室に係る損害保険契約の申し込みについて
- 39 令和7年10月20日締結 委託契約書（多文化共生ワークショップ実施業務）
- 40 令和7年10月20日決裁 周知依頼申請書
- 41 令和7年10月20日決裁 「インクルージョン交流会」への手話通訳者派遣のお願い
- 42 令和7年10月24日決裁 ホームページの更新について（はこだてインクルージョン交流会の開催について）
- 43 令和7年10月24日決裁 市長の行事に関する資料の提出について
- 44 令和7年10月27日締結 賃貸借契約書（イベント機材 一式）
- 45 令和7年10月27日供覧 多文化共生ワークショップ実施業務計画書
- 46 令和7年10月27日供覧 函館市青年センター使用料減免承認決定通知書
- 47 令和7年10月28日決裁 共用車事前予約申請書
- 48 令和7年10月29日決裁 会場スクリーン投影資料について
- 49 令和7年10月29日決裁 もと学校施設使用許可申請書
- 50 令和7年10月29日供覧 もと学校施設使用許可書
- 51 令和7年10月31日決裁 はこだてインクルージョン交流会の参加者アンケートについて
- 52 令和7年11月10日決裁 はこだてインクルージョン交流会講師等に係る礼状の送付に

ついて

- 53 令和7年11月18日供覧 インクルージョン啓発イベント2025アンケート集計結果について
- 54 令和7年12月5日決裁 ホームページの更新について（インクルージョン・トークショー講演録（はこだてインクルージョン交流会））

令和7年度支出伝票

- 55 令和7年10月29日執行 損害保険料支払
  - (1) 支出負担行為何書
  - (2) 支出命令書・請求書兼領収書
- 56 令和7年11月14日執行 物品の購入（はこだてインクルージョン交流会）
  - (1) 支出負担行為何書（物品購入要求書）
  - (2) 支出命令書・請求書兼領収書
- 57 令和7年11月20日執行 はこだてインクルージョン交流会に係る講師謝礼金
  - (1) 支出負担行為何書
  - (2) 支出命令書・請求書兼領収書
- 58 令和7年11月25日執行 はこだてインクルージョン交流会手話通訳者派遣経費
  - (1) 支出負担行為何書
  - (2) 支出命令書・領収書
- 59 令和7年11月20日執行 はこだてインクルージョン交流会に係る講師謝礼金
  - (1) 支出負担行為何書
  - (2) 支出命令書・請求書兼領収書
- 60 令和7年11月28日執行 物品の借上げ（イベント機材一式）
  - (1) 支出負担行為何書
  - (2) 支出命令書・請求書兼領収書
- 61 令和7年12月5日執行 多文化共生ワークショップ実施業務
  - (1) 予算執行何書
  - (2) 支出負担行為何書
  - (3) 見積依頼書
  - (4) 支出命令書・請求書兼領収書
- 62 令和7年12月5日執行 はこだてインクルージョン交流会に係る招聘旅費
  - (1) 旅行依頼何書兼支出負担行為何書
  - (2) 支出命令書・請求書兼領収書
- 63 令和7年12月5日執行 はこだてインクルージョン交流会に係る講師謝礼
  - (1) 支出負担行為何書
  - (2) 支出命令書・請求書兼領収書
- 64 令和7年12月5日執行 物品の購入（花束）
  - (1) 支出負担行為何書（物品購入要求書）
  - (2) 支出命令書・請求書兼領収書

○ 公開しない部分の内容および理由

25 令和6年12月5日執行 インクルージョン啓発イベントに係る講師謝礼金

(2) 支出命令書・請求書兼領収書中

団体代表者の生年月日および住所

59 令和7年11月20日執行 はこだてインクルージョン交流会に係る講師謝礼金

(1) 支出負担行為何書および

(2) 支出命令書・請求書兼領収書中

派遣講師の氏名および講師個人の電話番号

62 令和7年12月5日執行 はこだてインクルージョン交流会に係る招聘旅費

(1) 旅行依頼何書兼支出負担行為何書および

(2) 支出命令書・請求書兼領収書中

講師個人の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人、印影、生年月日、住所

63 令和7年12月5日執行 はこだてインクルージョン交流会に係る講師謝礼金

(1) 支出負担行為何書

(2) 支出命令書・請求書兼領収書

講師個人の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人、生年月日、住所

当該情報のうち、特定個人の氏名、生年月日、住所、職務上の地位および口座情報については、特定個人のプライバシーに関する情報、社会的活動に関する情報および知識、技術等に関する情報で、公表されておらず、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、また、特定個人の印影については、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、函館市情報公開条例第7条第2号の「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当します。

26 令和6年12月13日執行 インクルージョン啓発イベントに係るキットパス体験コーナー手数料

(1) 支出負担行為何書

(2) 支出命令書・請求書兼領収書

27 令和6年12月20日執行 インクルージョン啓発イベントに係る講師謝礼金

(2) 支出命令書・領収書

39 令和7年10月20日締結 委託契約書（多文化共生ワークショップ実施業務）

44 令和7年10月27日締結 賃貸借契約書（イベント機材一式）

56 令和7年11月14日執行 物品の購入（はこだてインクルージョン交流会）

(1) 支出負担行為何書（物品購入要求書）

(2) 支出命令書・請求書兼領収書

58 令和7年11月25日執行 はこだてインクルージョン交流会手話通訳者派遣経費

(1) 支出負担行為何書

60 令和7年11月28日執行 物品の借上げ（イベント機材一式）

(1) 支出負担行為何書

- (2) 支出命令書・請求書兼領収書
- 61 令和7年12月5日執行 多文化共生ワークショップ実施業務
  - (3) 見積依頼書
  - (4) 支出命令書・請求書兼領収書
- 64 令和7年12月5日執行 物品の購入(花束)
  - (1) 支出負担行為何書(物品購入要求書)
  - (2) 支出命令書・請求書兼領収書

以上の文書中  
法人等の印影

および

- 25 令和6年12月5日執行 インクルージョン啓発イベントに係る講師謝礼金
  - (2) 支出命令書・請求書兼領収書中
- 26 令和6年12月13日執行 インクルージョン啓発イベントに係るキットパス体験コーナー開催手数料
  - (1) 支出負担行為何書
  - (2) 支出命令書・請求書兼領収書
- 27 令和6年12月20日執行 インクルージョン啓発イベントに係る講師謝礼金
  - (2) 支出命令書・領収書
- 55 令和7年10月29日執行 損害保険料支払
  - (2) 支出命令書・請求書兼領収書
- 56 令和7年11月14日執行 物品の購入(はこだてインクルージョン交流会)
  - (2) 支出命令書・請求書兼領収書
- 57 令和7年11月20日執行 はこだてインクルージョン交流会に係る講師謝礼金
  - (2) 支出命令書・請求書兼領収書
- 58 令和7年11月25日執行 はこだてインクルージョン交流会手話通訳者派遣経費
  - (2) 支出命令書・領収書
- 59 令和7年11月20日執行 はこだてインクルージョン交流会に係る講師謝礼金
  - (2) 支出命令書・請求書兼領収書
- 60 令和7年11月28日執行 物品の借上げ(イベント機材一式)
  - (2) 支出命令書・請求書兼領収書
- 61 令和7年12月5日執行 多文化共生ワークショップ実施業務
  - (4) 支出命令書・請求書兼領収書
- 64 令和7年12月5日執行 物品の購入(花束)
  - (2) 支出命令書・請求書兼領収書

以上の文書中  
金融機関名, 支店名, 預金種別, 口座番号および口座名義人

および

- 30 令和7年9月29日決裁 インクルージョンの理念普及に向けたイベントにおける講師等の依頼について
- 62 令和7年12月5日執行 はこだてインクルージョン交流会に係る招聘旅費

- (2) 支出命令書・請求書兼領収書  
63 令和7年12月5日執行 はこだてインクルージョン交流会に係る講師謝礼金  
(2) 支出命令書・請求書兼領収書

以上の文書中

法人が従業員に付与したメールアドレス

当該情報のうち、法人等の印影については重要な法的手続において使用される可能性がある情報であり、これを公開した場合、文書の偽造等により当該法人の権利または正当な利益が害される相当の蓋然性があると認められるものである。

また、金融機関名および支店名については取引先が推知される営業活動上の秘密に関する情報であり、預金種別および口座番号等については信用力に関する情報および専ら法人等の内部に関する情報であるほか、法人が従業員に付与したメールアドレスについては、当該法人の内部における連絡体制および業務運営の実態が推知される専ら法人等の内部に関する情報であるとともに、特定の担当者や取引関係が明らかとなることで営業活動上の秘密に関する情報である。

これらの情報を公開した場合、当該法人の営業活動および事業運営に支障が生じるおそれがあり、競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められることから、函館市情報公開条例第7条第3号の「法人等に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。

- 60 令和7年11月28日執行 物品の借上げ（イベント機材一式）

(1) 支出負担行為伺書中の単価、金額

- 61 令和7年12月5日執行 多文化共生ワークショップ実施業務

(1) 予算執行伺書中の単価、数量、金額

当該情報については、これらを公開した場合、今後反復継続される同種の借上げや業務の入札や見積り合わせにおいて、予定価格をかなりの精度をもって類推することが可能となり、どの参加者も予定価格にごく近い入札金額を提示する恐れがあることから、今後の市の契約に係る事務に関し、市の財産上の利益を不当に害するおそれがあるため、函館市情報公開条例第7条第6号イの「実施機関が行う事務または事業に関する情報であつて、公開することにより、契約、交渉または訴訟に係る事務に関し、実施機関の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの」に該当します。

令和7年度

政務活動費支出伝票 (一般)

会派名 市民クラブ

伝票番号 31

支出年月日	区 分		
令和8年3月31日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 (株)近藤商会	支払金額		
	638円		
摘要 (品名)	数量	単価	金額
IR-ADVC3520FⅢ (3月分) 4500 基本料金			
カラープリント 4500	3	17.60	52
ブラック 4500	240	2.20	528
消費税 10%			58

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと (重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

お取引明細

いつも、ご利用いただきありがとうございます。

お取扱日 08-03-31	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容 引出
お取引金額 円							消費税込 手数料 円	お取引後元帳残高 円
¥638							¥220	*****

ご案内

\* お振込先

\* お振込明細 \*

020415

ご依頼人

(カ)コントウショウカイ 様  
シミンクラブ クトウ アツシ 様  
TEL

17:48

印紙税申告納  
付につき札機中  
※※※※※※※※

お取引明細はお客さまの大切な個人情報です。  
お持ち帰りいただきますようお願いいたします。

■印紙税納付の必要がない場合は ↑  
\*印で消しております。  
裏面のご案内をあわせてご覧ください。

# 請 求 書

登録番号：T2440001000639

040-0036

**Kond** 株式会社 **近藤商会**

函館市東雲町4-13.  
函館市市議会市民クラブ

代表取締役社長 **藤田良夫**

〒041-0824

函館市西桔梗町589番地(流通センター)

TEL:(0138)49-3311(代表)

FAX:(0138)49-3310

市民クラブ 様

取 引 銀 行

締切年月日	得意先コード
2026/03/20	

※インボイス制度開始に伴い、振込手数料はお客様ご負担でお願い申し上げます。

前のご請求額	ご入金額	差引繰越金額	当月税抜お買上額	消費税額	今のご請求額
0	0	0	580	58	638

売上日付	伝票No.	商 品 名	単 位	数 量	単 価	金 額	消費税率
2026/03/05	A0000047630	IR-ADVC3520F III (3月分) 4500	枚			0	10%
2026/03/05	A0000047630	カラープリント 4500	枚	3	17.60	52	10%
2026/03/05	A0000047630	ブラック 4500	枚	240	2.20	528	10%
		【函館市役所内7階】					
		【お買上額合計】					638
		内消費税額等 (課税対象額 :			580)		58
		10% 分 (			580)		58

毎度お引き立ていただき誠にありがとうございます。

上記の通りご請求申し上げますので、ご照合の上、お支払くださいますようお願い申し上げます。

【近藤商会からのお知らせ】

当社HPでは、オフィスツアーやバーチャルツアー、セミナー開催のご案内など、さまざまな情報を発信しております。  
<https://www.kond.co.jp/>、もしくはQRコード読取から是非アクセスしてみてください。

